

埼玉県都市整備部営繕課優秀建設工事施工者表彰等審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、次に掲げる要綱に基づく表彰候補者の適正な選定等に関し、都市整備部営繕課に優秀建設工事施工者表彰等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

- 一 埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱
- 二 埼玉県県土づくり優秀委託業務表彰要綱
- 三 埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱
- 四 埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰要綱
- 五 埼玉県まちづくり優秀委託業務表彰要綱
- 六 埼玉県まちづくりDX表彰要綱
- 七 埼玉インフラDX特別賞に係る実施要綱

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- 一 埼玉県優秀建設工事施工者表彰候補者の推薦案の作成
埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱第2条に該当する建設業者であるかについての可否を審査する。
- 二 埼玉県県土づくり優秀及び奨励設計委託業務表彰候補者の推薦案の作成
埼玉県県土づくり優秀設計委託業務表彰要綱第4条に該当する受託業者及び管理技術者であるかについての可否を審査する。
- 三 埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰候補者の選定
埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱第3条に該当する建設業者であるかについての可否を審査する。
- 四 埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰候補者の選定
埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰要綱第2条に該当するものであるかについての可否を審査する。
- 五 埼玉県まちづくり優秀委託業務表彰候補者の推薦案の作成
埼玉県まちづくり優秀委託業務表彰要綱第4条に該当する受託業者及び管理技術者であるかについての可否を審査する。
- 六 埼玉県まちづくりDX表彰候補者の推薦案の作成
埼玉県まちづくりDX表彰要綱第2条に該当する事業者であるかについての可否を審査する。
- 七 埼玉インフラDX特別賞候補者の推薦
埼玉インフラDX特別賞第2条に該当する事業者であるかについての可否を審査する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務・企画・建築技術、建築第一、建築第二担当副課長の職にある者とする。
- 3 副委員長は、大規模施設担当副課長及び県営住宅建築担当副課長の職にある者とする。
- 4 委員は、総務・企画・建築技術担当主幹、建築第一担当主幹、建築第二担当主幹、大規模施設担当主幹及び県営住宅建築担当主幹の職にある者とする。
- 5 前項に規定する職員が、当該工事等を所掌する場合は、委員から除外する。

(運営)

- 第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
 - 3 委員会は、前条第1項に規定する構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 4 前項の構成員の算定にあたっては、前条第5項を適用しない。

(関係職員の出席)

- 第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求める、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、総務・企画・建築技術担当が処理する。

(その他)

- 第7条 この要領に定めのない事項については、委員会にて協議のうえ定める。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月7日から施行する。